

墨田区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正（令和元年6月7日公布、令和元年8月1日施行）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正（令和元年7月19日公布、令和元年8月1日施行）を踏まえ、災害弔慰金等の支給に関する事項の調査審議に係る審査会を設置するほか、所要の規定整備をする必要がある。

2 改正内容

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、災害弔慰金等支給審査委員会の設置について規定する（第16条）。
- (2) 災害援護資金の貸付けに係る引用条文の移動等に伴い、規定を整備する（第15条第3項）。

3 施行期日

公布の日